

近代日本の警察による衛生行政と民衆取締に関する研究

— 警視庁統計書にみる違警罪即決例を中心に —

○ 西南学院大学 中馬充子 (8385)

キーワード：警察による衛生行政・衛生システム・違警罪

1. 研究目的

近代国民国家はなぜか「衛生的」である。悪質な伝染病を根絶するためには国家的な「衛生」管理が必要であったことも事実である。また、質のよい、すぐれた労働力と防衛能力をもった国民を確保するためには、まずは健康を保持増進する必要があった。さらに、過剰な衛生思想の普及の影には身体の奇形や障害に対するいわれのない「差別」意識がちらついており、そこにも国家が関与していたと思われるふしがある。もっとも、近代合理主義的発想からすれば、国民は正常な身体をもっているのが当たり前で、異常な身体を持つことは由々しきことと考えられたのである。筆者は、「近代日本の優生思想と国家保健政策」（2004年3月）および、「近代日本の衛生思想成立過程における優生学史研究」（2008年3月）を纏める中で、監視と摘発、消毒と排除、収容と隔離の衛生システムは、社会的差別と排除の色彩を色濃く呈する枠組みとして、「人的資源」の国家管理を具現化したことを指摘した。これらの知見を踏まえ、本研究では、衛生思想および衛生システムが社会的に受容される過程について、特に、世界でも稀な極度の中央集権性を特徴とした戦前の警察に視点を置き、広範な活動領域に占める衛生行政の位置づけと実態把握を試みるものである。

2. 研究の視点および方法

(1) 近代日本における衛生行政を担った内務省衛生局(1876)、および警保寮(1874)と警保局(1885、警務課・保安課・監獄課)による取締行政と民衆生活との関係性を把握する。

(2) 「警視廳警察醫数名各地に巡廻して不監置精神病者に就き臨時診断施行中なり」また、「多人数雑踏を見込んで各地より東京市内に参集する癩患者中浮浪徘徊するもの所謂乞食の徒は悉く之を引致して癩療養所に送致する目録見の由にて御大褒當日醜體を路上に散見するが如きは断じて無かるべしといふ」など、当時の取締行政を伺い知ることができる史料発掘は勿論のこと、警視庁統計書に掲載された違警罪即決処断累年比較表、および違警罪即決処断細目表に纏められた違警罪犯の質的量的分析を行う。

(3) 警察による衛生行政のなかでも特徴的な点は、「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」場合は、違警罪「違警罪即決例第1条 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スベシ但私訴ハ此限ニ在ラス」をもって処分されたことである。その後、違警罪即決

例は犯罪捜査の手段として濫用されるが、制定の時点では、不服申立てを保障するという限りで人権保障を目的としていた。しかし、このような側面はやがて忘れられ、違警罪即決例の趣旨は「簡易手続にて軽微な科刑処分をなし、被疑者も無用の負担を免れ国家も無用の煩累を避けて而も国家の目的を万全に遂行しようとする立場からのもの」とされていくが、その実態と経緯を掘り起こす必要性がある。

主な分析対象：1) 警視庁編『警視庁統計書』（1891-1945年）クレス出版復刻、2) 『大日本私立衛生会雑誌』（1883-1912年、通巻365号）、3) 讀賣・朝日新聞など。

3. 倫理的配慮

人権尊重の見地からすると不適切な用語が使用されているが、歴史的用語として原文のまま引用することをお断りしておく。

4. 研究結果

本研究は、仮説「近代日本の衛生思想は、医学的正義の名のもとに、警察による衛生行政を通して、伝染病のみならず、身体に奇形や障害をもつ人々を社会から排除していった」の検証を試みるために、身体の価値基準はいつの場合も衛生学によって設定されていたことを指摘した。特に、警視庁統計書掲載の虎列刺・ペスト・肺結核などの伝染病、精神病患者、変死傷（自殺者・不慮死）、違警罪の対象になった「清潔保持ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」ことになった内容の分析を通して、警察行政を介して衛生システムがいかに強要され受容されていったかを次の3点に取り纏めた。(1)「内務省史」と1874年に内務省直属となった「警視庁史」との接点を整理し、命令・指示系統の具体的事例を抽出し、時系列的に整理した。(2)特に、警視庁統計書から、衛生行政の数量化をカテゴリー別に整理した。(3)違警罪即決例の対象となった衛生取締事項を質的に整理した。

5. 考察

草創期における衛生は健全な労働力、兵力の確保の観点から殖産興業、富国強兵策の重要な柱と考えられており、地方行政組織の上によって警察力を背景に強制された。人々は、消毒・隔離の名の下に有無をいわず家の中に踏み込み、隔離病院へ家族を送り込む警官の方を恐れていた。それは隔離病院とは名ばかりで、医療はほとんど行われず、生きて帰れる者が極めて少なかったからである。防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。そこに内在する衛生思想の基本的原理は、国家政策的側面が強調され、西欧衛生学の展開基礎である「公衆衛生」における市民自治や人間性重視などの視点は希薄化されていたといえよう。

□付記：本研究は、西南学院大学特別研究（特別研究C 2009.4-2011.3）による助成を受けた研究成果の一部である。